［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］			［略］		

備考　表中の［　］は注記である。

様式第一中「様式第１（第15条関係）」を「様式（第15条関係）」に改め、同様式を様式とする。

様式第二及び様式第三を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十六号

国土交通省組織令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百七十八号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省組織規則等の一部を改正する省令

（国土交通省組織規則の一部改正）

第一条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款～第九款　（略）	第一款～第九款　（略）
第十款　物流・自動車局（第八十六条―第九十四条）	第十款　自動車局（第八十六条―第九十四条）
第十一款～第十七款　（略）	第十一款～第十七款　（略）
第二節～第四節　（略）	第二節～第四節　（略）
第二章・第三章　（略）	第二章・第三章　（略）
附則	附則
第二十三条　削除	（物流効率化推進室並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流渉外官、災害物流対策官、物流産業適正化推進官及び国際複合物流企画調整官）
	第二十三条　物流政策課に、物流効率化推進室並びに次世代物流システム推進官、物流環境政策調整官、物流渉外官、災害物流対策官、物流産業適正化推進官及び国際複合物流企画調整官それぞれ一人を置く。

２　物流効率化推進室は、貨物流通の効率化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務（次世代物流システム推進官及び物流環境政策調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　物流効率化推進室に、室長を置く。

４　次世代物流システム推進官は、命を受けて、次世代物流システムの導入の推進に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

５　物流環境政策調整官は、命を受けて、物流環境（貨物流通に係る環境をいう。）の保全に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

６　物流渉外官は、国際的な貨物流通に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

７　災害物流対策官は、命を受けて、災害物流（災害時における貨物流通をいう。）の円滑化に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

８　物流産業適正化推進官は、倉庫業その他の物流政策課の所掌に係る事業に関する業務の適正化に関する事務をつかさどる。

９　国際複合物流企画調整官は、貨物利用運送事業に係る国際複合一貫輸送（本邦と外国との間の貨物の輸送であって、異なる二以上の種類の運送機関により一貫して行われるものをいう。）の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。